

Ⅰ 調査の概要

1 漁業センサスの沿革

漁業センサス実施以前の水産業に関する基本調査としては、明治25年の「水産事項特別調査」、昭和22年の「水産業基本調査」、昭和23年の「漁業権調査」が挙げられる。「漁業センサス」という名称で実施されたのは、昭和24年の「第1次漁業センサス」が最初である。その後、昭和29年に「第2次漁業センサス」が実施され、さらに昭和33年の「沿岸漁業臨時調査」を経て、昭和38年に「第3次漁業センサス」、昭和43年に「第4次漁業センサス」、以降5年ごとに実施され、「2018年漁業センサス」(注)は第14回目の実施にあたる。

注：2003年から調査実施年を示す西暦年を冠した呼称となった。

2 調査の目的

我が国漁業の生産構造、就業構造並びに漁村及び水産物流通・加工業等の漁業を取りまく実態を明らかにするとともに、我が国の水産行政の推進に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

3 根拠法規

2018年漁業センサスは、統計法(平成19年法律第53号)、統計法施行令(平成20年政令第334号)、漁業センサス規則(昭和38年農林省令第39号)及び平成15年5月20日農林水産省告示第776号(漁業センサス規則第5条第2項第1号の農林水産大臣が定める湖沼等を定める件)に基づき基幹統計調査として実施した。

4 調査体系

調査は、海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の3種類からなる。

調査系統は、海面漁業調査のうち漁業経営体調査は都道府県及び市区町村を經由し、その他の調査については、農林水産省の地方組織を經由して実施した。

調査の種類		調査の系統
海面 漁業調査	漁業経営体調査	農林水産省－都道府県－市区町村－統計調査員－調査対象
	海面漁業地域調査	農林水産省－地方組織－調査対象
内水面 漁業調査	内水面漁業経営体調査	農林水産省－地方組織－統計調査員－調査対象 農林水産省－地方組織－調査対象
	内水面漁業地域調査	農林水産省－地方組織－調査対象
流通加工 調査	魚市場調査	農林水産省－地方組織－調査対象
	冷凍・冷蔵、水産加工場調査	農林水産省－地方組織－統計調査員－調査対象

5 神奈川県調査の範囲等(海面漁業調査漁業経営体調査)

(1) 調査の範囲及び調査対象

海面に沿う市区町村及び漁業法(昭和24年法律第267号)第86条第1項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるもの。

(2) 調査の期日

平成30年(2018年)11月1日現在

(3) 調査の方法

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査の方法(被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法)により行った。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

また、調査対象から面接調査(他計調査)の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとった。

(4) 調査事項

ア 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

イ 個人経営体の世帯の状況及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

※ 調査事項の細目は、農林水産大臣が定める調査票による。

6 主な改正点(海面漁業調査漁業経営体調査)

2018年漁業センサスの実施に当たっては、水産業の情勢の変化等を踏まえ、次の変更を行った。

(1) 前回調査(2013年)まで、個人経営体の漁業に従事した世帯員のみについて男女別、年齢階層、海上作業従事日数、海上作業従事日数が最も多かった漁業種類等を把握してきたが、今回調査では、団体経営体の経営主や海上作業・陸上作業において責任のある者(役員等)及び雇用者であって船長や漁ろう長等の役職に就く者についても個人経営体の漁業に従事した世帯員と同様の事項を新たに把握した。

また、いずれの者も海上作業従事日数だけでなく、陸上作業を含む自家漁業の従事日数を新たに把握するとともに、海上作業日数が多かった漁業種類を1~3位まで把握した。

(2) 個人経営体において経営主以外の漁業に従事した世帯員が当該経営体の経営方針の決定に関わっているかどうかを新たに把握した。

(3) 漁業経営体が営んだ漁業種類について、「その他の魚類養殖」に含めていた「とらふぐ養殖」を分離するとともに、「とらふぐ養殖」の養殖場の施設面積を新たに把握した。

また、「まぐろ類養殖」としていた名称を「くろまぐろ養殖」に変更した。

- (4) 前回調査（2013年）まで、漁業経営体が営んだ漁業種類のうち販売金額が1・2位の漁業種類を把握するとともに、動力漁船別に販売金額が最も多かった漁業種類について把握してきたが、今回調査では、漁業経営体が営んだ漁業種類のうち販売金額が多いものを1～3位まで把握するとともに、販売金額の多い魚種を1～3位まで新たに把握した。あわせて、動力漁船についても出漁日数が多い漁業種類を1～3位まで新たに把握するとともに販売金額が多い漁業種類を1～3位まで把握した。
- (5) 漁業経営体における漁獲物・収獲物の販売金額について、最上位階層（10億円以上）に該当する場合に新たに実額を把握した。
- (6) 漁業経営体における漁獲物・収獲物の出荷先について、「外食産業」を追加するとともに、消費者への直接販売の状況を詳細に把握するため、「消費者に直接販売」のうち、「自営の水産物直売所」、「その他の水産物直売所」、「他の方法」を追加した。
- (7) 漁業以外に行った事業について、個人経営体のみ自営業の水産加工業、民宿、遊漁船業及びその他並びに勤めの区分で把握してきたが、漁家レストラン、農業、小売業を新しく区分に追加し、団体経営体も同様の内容を新たに把握した。
- (8) 以下の調査項目は削除した。
 - ア 個人経営体における漁業従事世帯員の使用した動力漁船の大きさ
 - イ 個人経営体における遊漁船業の利用者数
 - ウ 個人経営体の雇用者数や団体経営体の従事者数の居住地区別人数